

「小樽市鳥獣被害防止計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 2人
- 2 意見等の件数 13件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 1件
- 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	「2の(2)被害の傾向」のカラスについて、 「農業被害が懸念される」と記述されているが、実際の被害が聞かれるので、被害報告がなくても農家から実態を聞き、農業被害が発生と修正すべき、また被害の軽減目標値も示すべきではないか	・現状の、農業被害額については、カラスが原因と特定できないため、農業被害が発生していると記載はしていません。このことから軽減目標値についても、現状を把握していないことから記載していません。 ・今後は「4(2)その他の被害防止に関する取り組み」の取組内容に記載したように、カラスをはじめとして鳥獣による被害防止に向けた知識の普及を行うと同時に農業被害の実態を調査し目標値、被害額の設定に向けて検討いたします。
2	「2の(4)従来講じてきた被害防止対策」のキツネほかについて、 課題に狩猟免許所有者の少なさがあげられているが、資格保有者の育成が必要と思うが、資格者を増やすための支援(手続きの案内や取得、更新費用の援助等)があっても良いと思うがどうか。	・狩猟免許は、狩猟者個人が資格取得し、個人に帰属するものであることから取得、更新に係る費用の一部補助等は考えておりません。 ・実施隊員については、銃刀法に基づく銃所持許可更新時の技能講習の免除、狩猟税の軽減等措置が取られております。今後は、猟友会との連携の中で各種情報提供に努めるほか、狩猟免許取得者の増加に向け協議してまいります。
3	「2の(5)今後の取組み方針」の特にアライグマの、 住民等によるペットの野生化が不安であり、ペット等の対策を盛り込んだ方が良いと思うことについて。	・アライグマについては、北海道内でもすでに野生化しているのが現状であります。 ・アライグマは、既に有害鳥獣に指定されており、外来生物法、北海道のアライグマ対策基本方針でもその対応が規定されていることから、個別のペット対応は行いません。
4	「3の(3)対象鳥獣の捕獲計画」について 捕獲計画数の設定は、どの程度捕獲すると生息数 をある値に留める事ができる等の科学的知見も含 めて、定めた方がよいと思う、また取組み内容につ いてエゾシカなど被害発生後に取組む事になって いるが、遅いのではないか	・国の指針は、鳥獣の生息数について「的確に把握することが重要である」と示されておりますが、生息数の把握は、出没状況から推測されるものであり、その生態、市内での総数を把握することは事実上困難であることから、近年の被害状況、捕獲頭数を参考に計画頭数としております。 ・また、捕獲等の取組内容は、被害を受けた農業者からの通報、現地確認、捕獲依頼書が提出されてからの対応となります。被害額の減少に向けて罠かけ駆除作業が迅速に実施されるようにしたいと考えております。
5	「8 食品としての利用等その有効利用に関する事項」について 予定が無しとなっているが、貴重な食料資源を奪った動物をさらに金銭をかけて埋立処分するのは、不毛と思います。人間の都合で動物を狩る行為は海外から批判されないか不安でもあり、狩った者の責務として計画をたてた方が良くと思いますし、せめて調査・研究は行なった方が良くと思います。	・鳥獣の食品としての利用等に関しては、近隣に専用の食肉加工施設が存在が大きな要件になります。しかし現在市内及び近隣町村には類似する施設がなく、予定も無い状態であることから、「必要性が生じた際には、検討する」という記載としております。 ・金銭による埋立処分については、これまで狩猟者の責務として捕獲現場での埋立処分をしておりましたが、市街地近隣での埋立は他の有害鳥獣を招きかねないことや、狩猟者の高齢化により作業が困難になってきていることから、廃棄物最終処分場での埋立を可能にしたものであります。 ・海外からの批判については、この計画自体が国の法律に基づいて行われているものであり、当市以外の自治体でもこの計画を作成し被害対策を行っていることから批判につながることはないものと考えます。 ・「8捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項」には、ヒグマに関して、調査・研究のため試料を採取し専門施設への提供を記載しております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
6	「1の対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域」の被害の範囲を農林水産業等と限定していること、またエゾシカなどでは生活空間の被害も発生していることから、被害の範囲を広くする計画とした方が良いのではないかと。	本計画は、対象地域を、小樽市(全域)としております。また、2の計画項目は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針」としており、農林水産業等と記載しているとおり、生活空間での被害をも含むものとし、「2(2)被害の傾向」には、エゾシカについて、生活環境の被害も発生している旨記載しているところです。
7	被害の傾向の把握だけではなく、カラス以外の鳥獣出没情報を市民に通報させ、情報収集し記録化することを計画に織り込むべき。	・市が行う鳥獣出没情報の収集については限界があり、市民の皆様からの通報は、貴重な情報であることから、これらはすべて記録として残しております。 ・本計画は、農林水産物の被害軽減や市民生活に対する被害の回避及び野生鳥獣との共生を図ることを目的に、市が総合的な被害防止活動を推進するために策定するものであり、関係機関の本市、小樽警察署に市民の皆様からの鳥獣に関する情報が寄せられていることを前提とした計画となっております。
8	カラスの生ごみ等の廃棄物を荒らす原因の対策について、袋の色を濃くする等の対策が必要ではないかと。	・カラスについては、学習能力が高く、様々なごみの臭い、形、色などから、生ごみ等の廃棄物を荒らしていると考えますが、ごみ袋の色から、内容物がわかり判断しているかは、十分な調査はしておりません。 ・そこで、「2(5)今後の取組方針」のカラスの部分で行う、生ごみ等の廃棄物の適正管理など、地域住民への普及啓発を図る中で、原因を少なくしていくことが重要であると考えております。
9	前計画における捕獲実績を示した上での、捕獲計画値の妥当性について。	・「3(2)対象鳥獣の捕獲計画」では、捕獲計画数等の設定の考え方とおり、近年の被害状況及び捕獲実績に基づき設定としております。これは、野生鳥獣の発生や生息数は、ある程度の傾向はありますが、年ごとに変化があり、実態の把握は困難であります。このため、捕獲計画の妥当性は、直近の捕獲実績に基づいた設定としているものです。
10	カラス以外の鳥獣の出没情報を可能な限り把握して欲しい。市民の通報が必要な場合は、市民の役割も計画に記載した方がよい。	・現在、トド以外の対象鳥獣については、毎年度の捕獲状況として記録整理をしております。また、市民の通報については、特にクマについて、普及啓発の中で通報のお願いを行っていますが、この計画自体は、市民からの通報、情報提供があることが計画の前提となっているものと考えております。
11	緊急時の連絡体制に「市民」を追加すべきについて	・「5(2)緊急時の連絡体制」は、有害鳥獣の存在が関係機関相互で確認が行われ、駆除実行のため、近隣の市民の皆様への危険回避のため、関係機関の連絡体制を示したものであり、市民の皆様への記載は行っておりません。
12	被害防止の実施体制に「市民」を追加すべきについて	・この計画は、農林産物の被害軽減や市民生活に対する被害の回避及び野生鳥獣との共生を図ることを目的に、実施体制は「6(1)被害防止対策協議会に関する事項」のとおり、市民の皆様からの通報、情報提供が前提であり、これに構成機関がそれぞれの役割を持って実施することとなっております。
13	「6(2)関係機関に関する事項で句読点の誤り後志総合振興局産業振興部の農務課の役割で鳥獣(海獣を除く。)	鳥獣(海獣を除く)へ、句読点を1箇所削除する。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。